

オープンカウンタの 対象となる営業種目

愛知県会計局調達課が調達する物品（競争入札に付すべき調達案件を除く。）について、本庁及び地方機関では一部の営業種目で「あいち電子調達共同システム（物品等）」を利用したオープンカウンタ（公開見積競争）を実施しています。

対象は、以下の表の「営業種目」のとおりです。

| | 本庁 | 地方機関 |
|------|--|---|
| 営業種目 | 「荒物・雑貨」、「薬品・試薬・農薬」、「医療・理化学・計測機器」、「フォーム印刷」、「写真機器」、「スポーツ用品」、「繊維製品」、「電気製品」、「電算機器」、「文房具・事務用機器」、「贈答用品」、「農業・園芸用品」、「映像・音楽用品」、「紙・紙製品」、「看板・旗・標識・徽章」、「機械・器具」、「自動車・自転車」、「警察用品・消防防災用品」、「食料品」、「寝具・室内装飾・家具」、「資材・素材」、「厨房機器」、「ガス器具」、「通信機器」、「時計・貴金属・眼鏡」、「学校教材等」 | 「荒物・雑貨」、「医療・理化学・計測機器」、「機械・器具」、「警察用品・消防防災用品」、「スポーツ用品」、「電算機器」、「文房具・事務用機器」、「学校教材等」、「薬品・試薬・農薬」、「農業・園芸用品」、「映像・音楽用品」、「紙・紙製品」、「看板・旗・標識・徽章」、「写真機器」、「自動車・自転車」、「食料品」、「繊維製品」、「寝具・室内装飾・家具」、「資材・素材」、「厨房機器」、「ガス器具」、「電気製品」、「通信機器」、「時計・貴金属・眼鏡」、「贈答用品」 |

オープンカウンタ（公開見積競争）とは…

インターネット上の「あいち電子調達共同システム（物品等）」に見積競争の案件を掲示し、一定期間内にシステムを使用して見積書を提出していただきます。県は、予定価格の制限の範囲内で最低価格で見積書を提出した者に発注します。

●オープンカウンタに参加するためには、あらかじめ愛知県入札参加資格者名簿（物品等）に登録していただく必要があります。

注：オープンカウンタは、電子入札と異なり、ICカードは必要ありません！

オープンカウンタの対象となる案件及び参加資格

○オープンカウンタの対象となる案件

【本庁】

・営業種目「荒物・雑貨」、「電気製品」、「電算機器」、「文房具・事務用機器」

1件 300 万円以下のもの。

・営業種目「荒物・雑貨」、「電気製品」、「電算機器」、「文房具・事務用機器」以外のもの

1件 3 万円以上 300 万円以下のもの。(ただし「フォーム印刷」、「紙・紙製品」のうち印刷付き封筒については 1 件 3 万円以上 400 万円以下のもの。)

【地方機関】(尾張・西三河・東三河) ごとに実施

1件 10 万円を超え 200 万円未満のもの。(ただし、複数の地方機関を取りまとめて発注する共通物品及び共同調達物品については、1 件 300 万円以下のもの。)

○オープンカウンタの参加資格

【本庁及び地方機関分】

1 原則、愛知県内に本店を有すること。

2 令和 8・9 年度の愛知県入札参加資格者名簿(物品等)に、営業種目「荒物・雑貨」、「薬品・試薬・農薬」、「医療・理化学・計測機器」、「フォーム印刷」(本庁分のみ)、「農業・園芸用品」、「映像・音楽用品」、「紙・紙製品」、「看板・旗・標識・徽章」、「機械・器具」、「写真機器」、「自動車・自転車」、「警察用品・消防防災用品」、「食料品」、「スポーツ用品」、「繊維製品」、「寝具・室内装飾・家具」、「資材・素材」、「厨房機器」、「ガス器具」、「電気製品」、「通信機器」、「電算機器」、「文房具・事務用機器」、「時計・貴金属・眼鏡」、「学校教材等」、「贈答用品」で登録されていること。

【地方機関のみ】

3 原則各地区(尾張・西三河・東三河)内に事業所(本店(本社)又は支店、営業所等)があること(地区内の事業所が愛知県入札参加資格者名簿(物品等)に主たる事業所として登録されていない場合は、「オープンカウンタ参加事業所等申請書」(別紙)を提出し、承認を得ていること)。

●愛知県入札参加資格者名簿(物品等)への登録のお願い●

オープンカウンタに参加するには、あらかじめ愛知県入札参加資格者名簿(物品等)(以下「名簿」という。)に登録していただく必要があります。

※令和 8・9 年度の名簿に登載がされていない場合は、令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 10 年 2 月 15 日(火)(土・日曜日、祝日は除く)まで随時受付を行いますので、インターネットで手続きを行ってください。なお、原則として毎月 15 日までに審査が完了した場合に、翌月 1 日付けで名簿登載されます。

詳細は、次のホームページを参照してください。

(令和 8・9 年度 入札参加資格審査申請(物品等)の随時受付のご案内)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/shinsei0809.html>

(あいち電子調達共同システム(物品等))

<https://www.buppin.e-aichi.jp/>

登録に関する問い合わせ先 調整グループ(電話 052-954-6873(ダイヤル))

問い合わせ先

本庁分に関すること

| 対象物品（対象部局） | 調達課担当グループ | 電話番号 |
|-----------------|-----------|----------------------|
| 一般物品 | 調達第一グループ | 052-954-6645（ダイヤルイン） |
| フォーム印刷 | | |
| 紙・紙製品のうち、印刷付き封筒 | | |

地方機関分に関すること

| 対象地方機関 | 調達課担当グループ | 電話番号 |
|-------------------------|-----------|----------------------|
| 地方機関（教育委員会所管の県立学校等を除く） | 調達第二グループ | 052-954-6646（ダイヤルイン） |
| | 調達第三グループ | 052-954-6651（ダイヤルイン） |
| | 調達第四グループ | 052-954-6639（ダイヤルイン） |
| 尾張地区に所在する県立学校等 | 調達第三グループ | 052-954-6651（ダイヤルイン） |
| 三河地区（西三河・東三河）に所在する県立学校等 | 調達第四グループ | 052-954-6639（ダイヤルイン） |